

# 藩校の時代

吉村豊雄

## I 宝暦の改革と藩校・刑法典

近世の中期、宝暦から天明期(1751-1789)にかけて、多くの藩で藩政改革が実施され、藩政改革の一環として多くの藩校がつくられる。まさにこの時期は「藩校の時代」と呼べる政治段階、政治文化段階となっている。肥後熊本藩もそうした藩の一つであるが、時の藩主細川重賢が「肥後に鳳凰」と称せられ、藩政改革の一つのモデルとされたのは、藩校(時習館)と刑法典(刑法草書)にある。具体的には、藩校設置と刑法典編纂という藩政改革の基本方向が明瞭であったこと、その内実がきわめて整備されていたことによる。

熊本藩の藩政改革はごく短期間に一気に推進される。その主だった改革内容を列記すれば、①宝暦2年：堀平太左衛門の大奉行就任、奉行所新築、②同4年：藩校時習館開校、「御刑法草書」完成、奉行分職制開始、④同6年：医学校再春館・薬園開設、寄せ村、地引合開始、となる。大奉行堀平太左衛門のもとで、藩校時習館と刑法草書が同時的に構想され実現されていることが理解できる。

それにしても熊本藩の宝暦の改革というのは、不思議な藩政改革である。藩主重賢は延享4年(1747)、兄宗孝の不慮の死によって藩主の座に就くが、それから宝暦2年(1752)まで、江戸からの帰国時に家中・役人に綱紀引締めを呼びかけるぐらいで、表立った政治的な動きをみせず、改革の準備段階という雰囲気を感じさせない。こうした傾向は藩主重賢だけではなく、改革総体についても言えることである。ところが、宝暦2年から表出し、同4年～6年に本格化する改革の基本政策は、実に周到に準備され、その政治的効果について十分な検討がなされている。

たとえば「地引合」という検地は、現在の小字を細分化して「下ヶ名」という小区域をつくり、「下ヶ名」を基礎に、利用されている全ての土地に番号(地番)を付す、地番のない土地はない、という土地背番号制をつくり出している。そのまま明治の地租改正に転用しうる土地制度である。百年先取りの土地制度であるが、その事実は余り知られていない。

さて、藩主重賢は父宣紀の12番目の子供で、上には4人の兄がおり、全くの部屋住みの身であるが、上3人の兄が夭逝し、すぐ上の兄宗孝が横死したことで、偶然にも藩主の座が転がり込む。その重賢の代に、藩主重賢が「肥後に鳳凰」となり得るような藩政改革がどうして可能だったのか。簡単にいえば、大坂での絶対的な金融危機を背景に、藩主として当座必要な側近団人事を通じて改革ブレーンを集めたこと、宝暦の改革推進の秘密はここにある。奉行所を政庁(藩庁)化し、それを統轄した堀平太左衛門の存在は改革人事を集約する。そして改革の基本を、露わな財政強化策ではなく、学校と刑法典に据えたところに社会の深部編成を見据えた、改革ブレーンの感覚と能力を感じる。

## II 総合教育機関としての藩校時習館

まず藩校についていえば、それは決して改革政治の装飾的なものではなく、家中社会を主対象とした教育機関として他藩に抜きん出た内実を具備している。藩校時習館の設立意図、教育内容は初代教授となる秋山玉山が宝暦5年(1758)8月に示した「時習館学規」(永青文庫蔵)に集約されている。一般に秋山玉山はなじみが薄い。著作も多くはない。この学規も他の教官との共同著作という側面もあるだろうが、名文である。配慮された教育課程に裏づけられた学校教育制度として構想されている。この一文を見るだけで、時習館が周到な準備を経て「時習館学規」を社会に提示し、開校を迎えていたことを知りうる。

「時習館学規」の最大の特徴は、「学業は、厳しく課程を立つことを須要とす」と明記されているように、学生に「学業」を修得させる教育課程を「課程」と呼び、「課程」を実質化する教育内容・教育制度が周到に配慮されていることである。

家臣の子弟は8, 9歳で句読師の門人となり、ついで師について時習館に出席した。まず初等課程の句読齋に入ると孝経・四書五経の素読から始まり、15, 6歳になって左伝をひとりで読む程度に達すると、やや程度の高い中等課程の蒙養齋に移り、格別進歩が著しいものは年齢にかかわらず高等課程の講堂(尊明閣)に進ませ、各自の好みに応じて文選・国語・史記・漢書などを読ませた。通常、一般句読生も19歳になれば講堂に進むことになっている。講堂生のうち成績優秀者を特待生として選抜し、菁莪齋へ入寮させ3年を一期として勉学させた。この特待生を居寮生といい、藩費で賄われ、留学の機会も与えられた。

こうした教育課程の実質化を図るために、学籍簿・成績簿たる「集愆冊」「通知簿」「勘合簿」「供書簿」など帳簿記録を整備し、初等教育の中心たる孝経については、カリキュラム管理を徹底し、学業の到達をみるために試験制度たる「考課」の厳格化を図っている。生徒も受身で学ぶのではなく、「必ず諸(これ)を教授先生に質し、講解明白なるを得て、始めて休む」、とある。教官は「講解明白」にし、生徒の理解を得よ、との意味でもある。江戸版FD(授業改善法)といえるが、全てにおいて現代教育にも十分通用する現実的な教育課程となっている。

時習館の初等教育に通学した生徒は500人程度。熊本藩の家中の子弟には事実上の義務教育制度が適用されたものと評価しうる。こうした時習館教育の実態は、家中社会のみならず、社会全体に大きな意義を有する。藩校時習館・時習館教育の広義的な意義として注目したいのは、次の3点である。

## III 藩校設置の背景と意義

第1に、藩の財政強化の主対象化した家中・家臣団、遊民化しつつある家臣団への本格的な対処策としての藩校の役割である。宝暦の改革直前段階の藩の財政は収入35万石、支出42, 3万石とされ、危機状態にある大坂金融を確保するためには、支出の過半を占める家臣団の人件費を大幅削減す

る以外に効果的手立てはなかった。当時の知行取り家臣は約1000人、このうち行政関係の役職に就いている家臣は3割程度である。家臣の大部分は有事に備えた職業軍人として存在している。しかるに、近世の中ごろ、軍人の出番はない。知行収入も半分以下に削減されている。藩校は、社会的に武士としての職能を発揮する方向を喪失し、知行収入は半減されつつ、体制的には存続させざるを得ない巨大な社会集団に対処した側面を有している。家臣に、その少青年期に文芸・武芸を中心とした生活サイクルと、武士としての矜持、そして自己管理能力を身につけてもらう。藩校時習館の設立意義を、まずこのように理解する。

第2に、藩校が刑法典編纂と同時的に構想されていることである。両者において強く志向されているのは、社会的・身分的な規律・規範の強化という点であり、特に家中・家臣団に対して求めたのは、藩校教育を通じて社会的垂範としての「士席」の自己確立であり、「士席以下」、百姓・町人に対して意図したのは、刑法を通じての社会規律意識の深化である。

熊本藩の刑法草書は宝暦4年に編纂されたあと、天保期(1830-1844)に至るまで改定・編纂作業をくり返され(小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』)、明治新政府の刑法へと継受されるまでに完成度を高めるが、当時の熊本藩の社会状況が、絶えざる刑法改正を必要とするほど悪化・凶悪化していたのではない。刑法は複雑多様化する社会状況に対して、犯罪抑止力の意味も込めた、社会秩序安定化のためのガイドラインとしての機能が配慮されていたといえる。堀平太左衛門は刑法典編纂の意図を、「夫(それ)刑ハ、一人ヲ罰シテ万人を治ル道ナリ」(高本紫溟撰「銀台遺事」と述べている。

そして藩校・刑法典を同時構想した改革政治が、現実社会に向けて強く意識したのは、社会規範の基礎をなす身分制の強化であり、特に曖昧な武士身分を「士席以上」と「士席以下」に峻別し、身分編成の中核として「士席」を位置づけたことである。

宝暦4年12月、家老長岡助右衛門(米田是福)は次のように広く家中、社会に向けて学寮(時習館)・武芸所(東榭・西榭)の創設を布達した(永青文庫蔵「学校方格帳」)。家中に対しては時習館の長、惣教に予定されている細川内膳(忠英)より説明がなされた。

今度申し付け候稽古場の儀、学寮は時習館、武芸所は東榭・西榭と称うべく候、  
一知行取の子弟・中小姓の嫡子、凡、士席以上は大小身の差別無く、時習館及び両榭に罷り出さ  
べく候、尤、心懸け次第自身も罷り出さべく候、  
一軽輩陪臣たり共、抜群の者、内膳承け届け、罷り出候様に申し付け候、  
農商も右同断、  
右の外、委細は内膳より申し聞かすべく候事、

第一条に明記されているように、「士席以上」(知行取)の家臣の子弟全員に学寮への通学が義務化されている。「心懸け」次第では知行取本人の通学も促がしている。藩校設置の第一義的な目的は、「士

席以上」の全家臣への義務教育適用にあったといえる。

また、宝暦4年に作成された「刑法草書」は、その第22条、第23条において、

- 一農商を初め総て下賤の者、士席以上を殴ッ者ハ刎首即決、其罪重きハ梟首三日の事、
- 一下賤、党を結び、士席以上を辱しめ、手むかひする者ハ、殴ずといふとも、頭取ハ刎首即決、荷擔の者ハ軽重時にのぞんで論決すべき事、

と規定し（小林宏・高塩博編前掲書）、「士席以上」の家臣に対する犯罪行為には、嚴刑をもって臨んでいる。

第3に、政治が社会に果たしうる役割の明確化するという改革方向との関わりである。藩の奉行所は従来の規模を継承しつつ、大奉行堀平太左衛門のもとで部局制的に編成され、部局の縦割り行政のもとで行政範囲を明確化し、人力的・財政的に行えないことは民間活力、社会の運営能力に任せる行政方向を強めていく。

宝暦の改革は政治と社会の関係を意識した藩政改革といえる。刑法典は広く社会に向けたものであり、先に引用した学寮・武芸所創設の布達においても、「士席以上」との差異を明示しつつ、「輕輩陪臣」のみならず、広く「農商」へも学寮・武芸所の門戸を開放している。

さらに藩校とともに医学校「再春館」が創設されていることに留意する必要がある。宝暦7年正月、盲目の医師村井見朴が作成した「再春館会約」（永青文庫蔵）の冒頭に、「闔国の民をして、夭死札瘡の憂無から使む」とある。領民から幼児の死、若死に、流行病の憂いを取り除く、領民のために「良医」を育成する、これ以上の社会へ向けたメッセージは必要あるまい。

#### IV 政治と社会の共生的関係の志向

宝暦の改革は、政治が社会に果たしうる役割を意識しつつ、社会に応分の協力と負担をもとめ、同時に社会的・身分的規律の原則は堅持しつつ、政治と社会の、ある意味で共生的関係構築の方向へと踏み出した政治改革と位置づけうる。社会の自立・自律能力は、文化一文政期（1804-1830）を通じて、さらに具体化し、政治・行政の役割を縮小・限定し、近代社会の実質を準備するようになる。

そうした政治と社会の方向のもとで、総合教育機関としての藩校、藩校の学校教育というものの新たな位置づけも可能となってくるのではあるまいか。